

委員会・専門部会・研究会の設置に関する基本規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)定款第38条の規定に基づき設置される委員会・専門部会・研究会(以下「委員会等」という)の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会・専門部会の任務)

第2条 定款第38条に規定する委員会及び専門部会は、定款第4条に関する事業について具体的に事業計画を策定し、定款第3条に規定する本協会の目的を達成することを任務とする。

- 2 委員会及び専門部会の事業計画は、定款第14条に基づき、会員総会の決議を得るものとし、事業活動状況を会員総会に報告する。

(委員会等の代表者設置)

第3条 委員会等には、委員長・部会長・研究会幹事を1名を置くこととし、会員代表者または会員に所属する者(以下「会員所属員」という)から選任する。

- 2 代表者は、副代表者を指名することができる。
- 3 代表者は、運営を統括する。
- 4 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員会及び専門部会の新設・変更・廃止)

第4条 委員会及び専門部会を新設・変更する場合は、その名称・目的・活動内容を定め、理事会の承認を得て会員総会に報告するものとする。

- 2 委員会及び専門部会を廃止する場合は、その理由をまとめ、理事会の承認を得て会員総会に報告するものとする。

(研究会)

第5条 定款第38条4項の規定に基づき、委員会の専門的調査研究機関として研究会を設置する場合は、研究会の名称・目的・活動内容を定めて、理事会の承認を得るものとし、活動内容については会員総会に報告する。

- 2 研究会は、定款第38条4項の規定にもとづき、所掌委員会活動と連携をとり、研究を推進する。
- 3 研究会の所掌委員会の委員長は、研究会の活動内容を管理、監督する。
- 4 研究会の事業計画、事業報告は、所掌委員会の事業計画、事業報告に含めるものとする。

(委員会の構成員)

第6条 委員会の構成員は会員所属員とし、構成メンバーの登録方法は各委員会の定めによる。

- 2 ただし、特定の構成員を定めないことも可能とするが、その場合には複数の副委員長を選任を要する。

(専門部会及び研究会の構成員)

第7条 専門部会及び研究会の構成員については、原則会員所属員とし、構成員の選定や登録方法については専門部会又は研究会の定めによる。

- 2 ただし、専門部会及び研究会の設置に際して、会員構成員以外の者を構成員とする理由と手続きを定めた規則について、理事会で承認を得た場合は、その規則に基づき会員以外の者を構成員とすることができる。

(活動費用)

第8条 委員会等の事業計画予算で支出が認められた以外の視察、講演会、勉強会等の諸活動に関わる費用(以下「活動費用」という)は、構成員から別途会費(以下「特別会費」という)を徴収し、賄うものとする。

- 2 特別会費が活動費用を上回り、余剰金が生じた場合は、本協会の資産とするが、当該資産の用途は特別会費を徴収した委員会等の活動に限定される。

附則

1. この規則は、2025年3月14日に制定、2025年4月1日から施行する。

以上